

J-グリーン・リンケージ倶楽部（電気自動車）会員規約

（目的）

第1条 本会は、一般社団法人次世代自動車振興センターが交付を行うクリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金（電気自動車等導入費補助事業）（以下「補助金」という）の交付を受け、平成25年度以降に会員が導入した電気自動車（以下「補助対象車両」という）の走行距離等からCO₂排出削減量を測定したものを取りまとめ、J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省決定）に基づきJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、大企業等によるJ-クレジットの有効な活用を促すことで、国内での資金循環を促し、環境と経済の両立を実現することを目的とする。

（運営・管理等）

第2条 本会の運営・管理は、グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業（個人向け補助事業に係るプログラム型プロジェクトの運営・管理）を受託した事業者（以下「事務局」という）が行うものとする。

2 本事業を通じて認証されたJ-クレジットの取得及び管理は、経済産業省が別途行うクレジット売却業務の受託事業者（以下「取得者」という）が行うものとする。

（業務の内容）

第3条 事務局は、会員の補助対象車両の走行距離等に係るJ-クレジットの認証に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- （2）J-クレジット制度認証委員会へのJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （3）前各号の業務に付随する業務

2 取得者は、会員の補助対象車両の走行距離等に係るJ-クレジットの認証に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）前項第2号に規定する業務により認証されたJ-クレジットの取得及び管理に係る業務
- （2）前号に規定する業務により取得したJ-クレジットの売却に係る業務
- （3）前各号の業務に付随する業務

（J-クレジットの売却代金の取扱い）

第4条 取得者は、前条第2項第2号の売却の対価として取得した金額を国庫に納付するものとする。

(業務の報告)

第5条 事務局は、会員に対して第3条第1項の業務について、年に1回事務局のホームページにて報告を行う。

2 取得者は、会員に対して第3条第2項の業務について、年に1回取得者のホームページにて報告を行う。

(会員資格)

第6条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 補助金に個人として申請を行い、その交付を受け、電気自動車（型式指定を受けたものに限る。）を導入すること
- (2) 事業を営んでいない個人であること
- (3) Jークレジット制度の他の排出削減事業、及び他の類似制度に参加していないこと

(モニター調査への協力)

第7条 事務局によってモニターとして選出された会員は、次に掲げる事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) 事務局に対し、年1回の実績報告を行うこと
- (2) Jークレジットの認証に当たり、審査機関が必要に応じ年1回程度実施する現地審査（補助対象車両の現物確認等）を受けること

(補助対象車両の処分等)

第8条 会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次に掲げる事項に該当する場合は、その旨を事務局に届け出なければならない。

- (1) 補助対象車両が毀損され、又は滅失した場合
- (2) 補助対象車両を処分（売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする場合

(退会)

第9条 会員は、補助対象車両について、Jークレジット制度の他の排出削減事業、及び他の類似制度を実施しようとするときは、事前に事務局に退会届を提出し、事務局の承認を受け、本会を退会しなければならない。

2 事務局は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 第6条の会員資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(3) 前条の届出があった場合

(会費)

第10条 本会の年会費等は、無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条 会員資格の有効期間は、平成33年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 本事業に関して会員から得られた個人情報は、本事業の遂行のためにのみ利用する。

(本制度の終了)

第13条 本制度は、経済産業省の政策変更により、いつでも事業を終了することができる。

附則

(見直し)

第1条 事務局は、この規約の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、経済産業省と協議の上、所要の見直しを行うものとする。

2 前項の見直しの結果については、詳細を事務局のホームページで公表するものとする。

(施行期日)

第2条 この規約は、平成25年5月30日から施行する。

附則 平成28年9月26日改正